

名市国第115号
令和5年3月3日

名寄市国民健康保険運営協議会
会長 栗原智博 様

名寄市長 加藤剛士

名寄市国民健康保険税賦課限度額の改正について(諮問)

このことについて、貴協議会に次の事項を諮問します。

記

1. 諮問事項 名寄市国民健康保険税賦課限度額を改正する。
改正時期 令和5年4月1日から適用する。
諮問理由

昨年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和5年度国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を22万円(現行20万円)に引き上げ、合計を104万円に改正することとしたため。

なお、名寄市国民健康保険税条例の一部改正案については、地方税法施行令改正後の議会開会時に提案する。